

入札公告

建設工事の請負について、次のとおり事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の6第1項の規定により公告します。

令和元年10月3日

東吉野村長 水本 実

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 東吉野小学校体育館大規模改造工事
- 2 工事場所 吉野郡東吉野村大字小川604 東吉野小学校
- 3 工事概要 体育館の構造 RC造
体育館の改造部分面積 1階床 732.9 m²、2階 50.1 m²（手すり部分）、
屋根（防水工事）884.8 m²
体育館内部
床改修・体育器具改修・舞台吊り物改修・電気設備・機械設備・
便所改修・壁塗装等
体育館外部
屋根防水・外壁改修
- 4 工事期間 契約締結日の翌日から令和2年2月28日
- 5 予定価格 74,053,100円（消費税及び地方消費税を含む）
- 6 最低制限価格 66,646,800円（消費税及び地方消費税を含む）
- 7 入札方法 書留郵便による入札
- 8 設計業務等の受託者 株式会社葵総合計画 代表取締役 浅田 真広

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

東吉野村建設工事等競争入札参加資格を有する建設業者であって、次に掲げる要件のすべてを満たし、かつ、第5に掲げる一般競争参加意向申出書を所定の期間内に提出した者のみが、この工事の入札に参加することができます。

- 1 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」といいます。）第27条の29の規定による総合評定値通知書（直近のもの。）における建築一式工事の総合評定値（P）が1,000以上の者
- 2 奈良県内に本店を有する者
- 3 配置技術者に関する条件
 - ① 法の規定に基づき、当該対象工事の主任又は監理技術者を現場において配置できること。（本工事において、他の工事の監理技術者、主任技術者、現場代理人等でないこと）
 - ② 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本工事に配置できること。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
 - 1）主任技術者は、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。
 - 2）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修

了している者であること。

4 現場代理人に関する条件

① 3ヶ月以上雇用関係にある現場代理人を1名配置できること。

5 その他

① 法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

③ 書留郵便提出の日から開札の日までの期間に、東吉野村建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領及び奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

④ 入札公告第1に示すこの工事の入札に係る設計業務等の受託者について、次のア又はイに該当しないこと。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

⑥ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

⑦ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

⑧ 東吉野村建設工事等暴力団排除措置要綱（平成27年制定）に基づく入札等からの排除措置を受けていないこと。

第3 問い合わせ先

担当部署 〒 633-2492

奈良県吉野郡東吉野村大字小川99番地

東吉野村教育委員会事務局

電話 0746-42-0441

FAX 0746-42-0446

E-mail kyouikuinkai@vill.higashiyoshino.lg.jp

第4 入札日程等

手続等	期間・期日・期限	場所等
公告	令和元年10月 3日(木)	役場前掲示板 東吉野村ホームページ
現場説明会及び 入札説明会	実施しません。	
入札説明書及び 設計図書等の交付	令和元年10月 3日(木) ～ 令和元年10月25日(金)	設計図書等は第3問い合わせ先 担当部署で貸与します。
入札説明書及び 設計図書等に関する質 問の受付	令和元年10月11日(金) 午後4時まで ※FAXまたはE-mailによ り行い併せて電話による確 認をお願いします。	第3問い合わせ先担当部署にお いてFAXまたはE-mailにて 受付
一般競争入札参加意向 申出書(様式第3号) の提出期限	令和元年10月17日(木) 必着	第3問い合わせ先担当部署に持 参または郵送
開札立会申請書 (様式第2号)の提出	令和元年10月17日(木) 必着	第3問い合わせ先担当部署に持 参または郵送
質問に対する回答	令和元年10月17日(木) 午後4時頃	第3問い合わせ先担当部署にて 閲覧に供します。 一般競争入札参加意向申出書を 提出いただいた全ての者にFAX で回答すると共に東吉野村ホ ームページに掲載する
入札書(第1号様式) 及び工事費内訳書 (第4号様式)の 受付期間	令和元年10月23日(水) ～ 令和元年10月28日(月) 必着	郵送先 〒633-2492 奈良県吉野郡東吉野村大字小川 99番地 東吉野村長宛(親展) ※郵送は書留とし、直接持参や 普通郵便は認めません。 ※郵送に係る費用は、入札者の 負担となります。
開札日	令和元年10月29日(火) 午後1時30分	東吉野村役場 3階会議室2
事後審査型条件付き一 般競争入札参加資格確 認申請書の提出期限	令和元年10月31日(木) 午後13時00分まで ※持参に限ります。	第3問い合わせ先担当部署に持 参

※ 上記の期間は、東吉野村の休日を定める条例（平成元年12月東吉野村条例第20号）第1条第1項に規定する村の休日および正午から午後1時までを除きます。

第5 一般競争入札参加意向申出書の提出

本入札に参加を希望する者は「一般競争入札参加意向申請書（様式第3号）」を期限内に提出（持参または郵送）しなければなりません。

第6 開札立会申請書の提出

本入札の開札立会を希望する者は入札説明書に定めるところにより「開札立会申請書（様式第2号）」を期限内に提出（持参または郵送）しなければなりません。

第7 事後審査

本入札は事後審査方式のため入札後において落札候補者から提出された「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）」で審査します。

第8 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び東吉野村契約規則（昭和50年10月1日東吉野村契約規則第3号）第7条に該当する入札は、無効とします。

第9 その他の事項

- 1 入札執行回数は1回とします。
- 2 落札者となるべき者が無いときは、入札を打ち切るものとし、随意契約の手続きに移行しないこととします。
- 3 入札保証金
入札保証金は免除します。
- 4 その他
詳細については入札説明書によります。